わが子を非行から守ろう

青少年の非行や問題行動は依然として各地で頻発し、しかもその行為が次第に低年齢化、広域化、悪質化の傾向にある等、極めて憂慮すべき事態となっています。

申すまでもなく、次代を背負う青少年を非行から守り、心身ともにたくましくすこやかに育成することはすべての大人の責任であり課題であります。そのため学校、家庭、地域が一丸となり、互に連係を深める中で各々の機能を十分に発揮し全人的な子どもの育成をはからねばなりませんが、その中でも特に家庭の果す役割が極めて大きいものがあります。

最近の非行や問題行動、即ち万引、シンナー遊び、性非行等の事例を通し、青少年の行為の要因となった次のような問題点があげられています。

(1)家庭の教育的機能の低下

・子供に対する「しつけ」が正しく十分に行なわれていない家庭

・両親の生活態度が経済指向型の家庭（忙がしい）

・子供の生活行動について「無関心」「放任」の傾向がある。

(2)学校生活における空虚感

・学業に対する興味をなくする。

(3)子供の人格の弱点

・自己統制力が弱い。（自制心がない）

・不安定感や、欲求不満の傾向がみられる。

・性に関する倫理意識に欠ける。

(4)社会環境の悪化

・ポルノ雑誌等俗悪な出版物が氾濫している。

以上のような問題点があげられていますが、子供を非行に走らせる最も大きく深刻な原因は、戦後、家族制度の崩壊により精神生活の支えを失ってしまった「新しい家庭」のあり方にあるのだと思われます。

「わが子に限ってそのようなことはあり得ない」と親は、

・経済的にも恵まれ

・両親健在

の家庭であるといわれています。

現在、小・中学校、高校もそれぞれ楽しい夏休みにはいっていますが、統計的に見てもこうした学校から解放された夏休み期間中等長期の休暇中に、様々な非行や問題行動が急増するといわれています。

楽しい夏休みが、学校から解放された解放感から、つい自制心を失い、誘惑にまけて非行に走ることのないよう、真に意義ある充実したものにするために、こうした児童生徒をもつ家庭では忙しい毎日の中にあっても、子供の生活行動について常に注意をはらい、時に賞揚し、激励を与え、時には厳しい指導助言をする等、非行を未然に防止するよう格段のご配意をお願いします。

・家庭で非行や問題行動を防止するための対策のポイントは次のようなことが考えられます。わが子の幸のためにも、しっかりした約束ごとを定め指導を徹底していただきたいと思います。

(1)日常生活のは握

子供の服装や持物の状況生活態度の変化などに注意し、適宜、助言や指導を行うこと。

(2)居室の状況に留意

子供の個室が非行や問題行動の温床となっているケースが多いので、適宜個室の状況（持物を含む）をは握し、級友達の集りにも適度の監督を行うこと。

(3)規則ある生活の励行

夜間外出や外泊について放任していることが、非行や問題行動に結びつく一定のきまりを設け、その励行について指導する特別の事由により夜間外出や外泊を許可する場合は、行先、帰宅時刻、連絡方法等を明確にするよう指示すること。

(4)友達関係に留意

非行や問題行動は、友人達からの影響や誘惑による場合が多いので、付き合う友達に留意し、問題行動等のきざしがみえたら落着いて指導すること。

(5)学校との連絡

これは夏休み期間に限ってのことではないが、下校時間の不規則、怠学など問題行動のきざしがみえたら、早目に学校と連絡をとり、家庭、学校が連係した指導に努める。

(6)アルバイト先に留意

夏休み中にアルバイトをする場合、アルバイト先に留意し、不健全な行動を誘発する恐れのないよう指導すること。

(7)親の反省

子供に対する正しい「しつけ」の励行とともに、子供の友人の家庭と連絡をとるなど、各家庭間の連係を密にして、健全な交友関係の継持に努めること。

(8)家庭環境の浄化

俗悪な雑誌等家庭に絶対に持帰らないこと。

中学校使用の方についてお願い

中学校の夜間開放に伴い、最近、校庭を猛スピードで、バイクを乗り廻すなど不心得者がおり困っています。

人に迷惑をかける行為は絶対やめてください。

天神山城跡の保存のために
—大国岩太郎さん参万円寄贈—

天神山城主であった小国氏の末裔にあたる大国岩太郎氏（東京都三鷹市在住）から渡辺紀夫氏を通じ、天神山、松岳山城跡の保存のためにと、昨年に続き本年度も参万円の浄財を頂戴いたしました。氏の度重なるご厚志に心から感謝申し上げるとともに深くお礼申し上げます。

天神山松岳山城跡は約八百年の栄枯盛衰の歴史が秘られており、又県下に現存する山城の典型的な構造の一つとして学術的にも重要なものとして高く評価されているところであり、これが十分な保護と研究の完璧を期することは極めて大切なことであります。

この度のご寄贈に対しては、大国氏のご意志を尊重し、関係者と相はかり、今後一層城跡の保存と研究のために、これを有効に活用させていただきます。

緑花会今年二回目の奉仕作業実施

奉仕作業を通じ相互の親睦と併せて緑花に対する管理手入れと実技の向上を図ろうと、六月二十一日、七月十三日の二回静閑荘周辺の清掃作業を実施しました。

清掃された松並はみちがいるように整理され静閑荘からの眺めも一段と良くなり静閑荘を訪れる方々に大いによろこばれています。

緑花会の皆さんが暑さの中お互の技術を生しながら唯黙々と整備の奉仕作業に打ちこむ献身的な姿には全く頭の下がる思いです、心からお礼申上げます。

第二回 婦人学級開設

"おやつの作り方"

手作りのお菓子を子どもたちに

日時　八月二十一日（日）午後十二時三十分より

場所　和納小学校（調理室）

※実習も含みますので材料等準備の都合、参加希望の方は八月十五日まで公民館へ申し込み下さいお気軽に近所お友達お誘い合せて多数参加下さい

鈴木のおじいちゃん りっぱな標柱ありがとう

橋本の鈴木茂さんから、三代続きの米寿祝いの記念として、中央保育園に十万円のご寄付を頂戴したことは、四月号でご紹介しましたが、中央保育園では、相談の結果、永久に残る石材の標柱を建てようと考えました。

すると鈴木さんは、それでは十万円で足りなかろうと、さらに五万円の追加をして下さいました。

そのお金で、写真のように白みかげ石の立派な標柱が完成しましたので、先日鈴木さんご夫妻をお招きして、子供たちと一緒に喜びました。

標柱の文字は、金子村長の揮毫によるものです。

あづま保育所から移築した、小林惣太郎さん（西船越）の胸像と共に、保育園のある限り末永く子供たちの成長を見守ってくれることでしょう。

鈴木のおじいちゃんおばあちゃんありがとう。いつまでも元気で長生きをして下さい。

戸籍シリーズ ⑲
親子の面接交渉について

父母の婚姻中は、父母が未成年の子供に対し共同して親権を行いますが、離婚すると共同で親権を行うことが出来ないので、離婚の際にどちらか一方を親権者と定め、その者が子供を監護養育するか、又は一方を親権者とし、他の一方を監護者と定め、その者が実際に子供と同居してその世話をすることになります。

ところで、最近、家庭裁判所では、離婚して子供の監護権を有しない親が離れて暮らす子供との面会を求めるいわゆる面接交渉に関する問題が時々見受けられるようになりましたので、今回は、この面接交渉の問題について、説明してみましょう。

外国では、面接交渉について法律の中に規定をおいている例がいくつかみられますが、我が国の民法には、この点についてのはっきりした規定はありませんが、以前は「子供の養育を他方の親に任せた親は子供が成人して、ものの分別がつくようになるまでは、陰からその健全な成長を祈っているべきで、子供のことが気にかかったとしても、子供に会うことなく人を通じてその様子を聞くなり、ひそかに子供の姿を見て、その成長ぶりに満足していた」ように思われます。

しかし、最近は、離婚後、実際に子供の世話をしていない親が、子供との面会をすることを求める事例が多くなり、離婚あるいは、離婚後の紛争の新たな問題となっております。例えば、離婚協議で子供の親権は他方の親に譲るけれども、毎月一回は子供に会わせてほしいと主張したり、離婚する際、子供にはいつでも会わせると約束したのに、会わせてくれないので等々の主張がなされたりします。

これは、離婚して子供と生活を共にすることができなくなった親が、実際に子供を監護養育することができないにしても、人格形成にとって重要な時期にある子供と時々会ってその成育ぶりを確かめ、親子の触れ合いを持つなど、できるだけのことをしてやりたいという親としての自然の情によるものと思います。

このように、面接交渉に関する主張が多くなってきた背景としては、離婚後の親権に対する考え方が変化して、親権者とならなかったとしても、親である以上は、子供に会い、子供に接することができるという意識が高まってきたことなどがいえるでしょう。

もちろん、この面接交渉については、まず、子供の意思を確めながら親同士の協議でその方法等を取り決めるのが本来で、協議が整わない場合に初めて、家庭裁判所に問題が持ち込まれることになります。この場合、家庭裁判所においてもこのような社会的背景を反映して面接交渉を認める事例が多く見られるようになりました。しかしながら、どのような場合でも、監護権を有しない親は、当然子供に面接をすることができるというものではありません。

両親の離婚に当たっては、その子供の福祉を重視しなければなりませんが、同じことがこの面接交渉についても当てはまるものではありません。監護権を有しない親と会うことが子供の情緒を混乱させたり、子供と監護権を有する親との生活を一段と不安定にするなどして、子供の健全な育成に悪影響を及ぼすと考えられる場合には、この面接交渉は認められないのです。

また、認める場合でも、このような悪影響を防ぐため、家庭裁判所では、面接の回数、日時、場所等を具体的に定めたりすることもあります。

大人の都合だけで、そのときそのときの感情で好き勝手なことはできない、ということをわきまえてもらいたいと思います。

社会福祉のために 善意のご寄付

◎夏井の**遠藤立栄**さんから父遠藤栄太郎さん（六月二十一日没、夏井）のご冥福を祈られて、金三万円也のご寄付をいただきました。

◎岩室の**高島正行**さんと、石瀬の**有坂浩二**さんは六二二円の現金を拾われ警察に届けられましたが、落し主があらわれず拾得報労金として交付されました。母親を通じて社会福祉のためにと寄付くださいました。

◎潟上の**竹内儀一**さんから社会福祉のためにと金一万円也のご寄付を頂戴しました。

◎岩室の**後藤義男**さんから母マツさん（六月二十五日、没）のご冥福を祈られて金十万円也のご寄付をいただきました。

相次ぐ善意のご寄付には関係一同いたく感激しております。頂戴いたしましたご浄財は、そのご趣旨に従い、社会福祉充実のために活用させていただきます。ありがとうございます。

八月十五日 全国戦没者追悼式

全国戦没者のごめい福を祈り、正午サイレン（一分間）を合図に黙とうしましょう。

老人福祉論文を募集しています

○**論文内容**　老人福祉について

○**締切**　八月二十日まで

○**その他**　詳しくは住民福祉課内、村老連事務局まで問合せ下さい。